

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内容等	備考
契約年月日	令和7年10月9日	
契約件名	共鳴六極電磁石電源用制御基板 2枚	
契約金額	6,160,000円	
契約の相手方	京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551 ニチコン(株)	
問合せ先	財務部東海契約課東海契約第二係 TEL 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契約の概要	本件は、J-PARCメインリングからの遅い取り出しシステムに用いるバンプ電磁石と共鳴六極電磁石という2種類の電磁石にパターン通電するための電磁石電源(以下「SX電源」)の制御基板に関するものである。SX電源はJ-PARC主リングにおいて30GeVに加速した陽子をハドロン実験施設に取り出すための重要な電源システムであり、故障、誤動作のリスクを限りなく小さく管理されていなければならない機器であるが、製作、納入されて以来10年を経過し、故障のリスクが高まりつつある。また、制御基板の主要な部品(マイコン等)が製造中止になったものが発生するようになった。そこで、現行の制御基板と互換性があり、かつ現在流通している部品を使用している制御基板を新たに調達する必要がある。	
随意契約の理由	本件で調達する制御基板は、ニチコン(株)によって設計、製作されたSX電源に組み込むものであり、動作、機能、特性において既存の制御基板との互換性を有する必要がある。それを満たすのはニチコン(株)製共鳴六極用基板MCU-D2-2において他にはなく、当該製品は代理店を通さずニチコン(株)が直接販売を行っていることから、ニチコン(株)と契約する。	